

## 第2回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

開催日時 令和3年3月22日（月）午後6時30分～8時00分  
会 場 防府市役所1号館3階 南北会議室  
出席委員 8人（欠席：1人）  
傍 聴 人 1人（報道0人）  
概 要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

### ◎協議事項

- ① 防府市自治基本条例運用状況の検証
- ② その他

### ○ 事務局

皆様おそろいになりましたので、「第2回防府市自治基本条例推進協議会」を開催いたします。  
まず始めに、資料の確認をお願いいたします。

本日の「会議次第」、右肩に会議資料No.1とつけております「防府市自治基本条例 市の取組み状況」というA3横の資料、それから会議資料No.2「提言書（H29提出）意見・担当課・取組み状況について」というこちらA3の資料、それから会議資料No.3「第4次総合計画の検証」の表紙をつけておりますA4資料の4点が、先日お送りしました資料です。なお、前回第1回目の資料のうち、本日は条例の解説のみ使用する予定です。委員の皆様にはお持ちいただくようお願いしておりましたが、不足する資料等ございませんでしょうか。

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき協議会成立を報告。

それでは、ここからの進行を委員長、お願いいたします。

### ○ 委員長

みなさんこんばんは。それでは本日もよろしくお願いいたします。

※防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

前回配布された資料のスケジュール通りに、本日は条例の運用状況の検証を行って参ります。解説に沿った運用がなされているか正しい取り組みがされているかみなさんで確認していただきたいと思えます。条例改正や解説の修正に繋がる内容のご意見があれば、自由に出していただければと思えます。

条例は章立てとなっておりますので、資料No.1を用いて取組み状況と、提言に基づく取組みがある場合はそれも併せて、各章ごとに事務局から説明の後に委員の皆様による協議という形で進行させていただきたいと思えます。先ほどもあったように、会議時間は1時間30分以内として進めていきたいと思えます。会議が終わってまた聞いてみたいこと等あれば次回までにご意見を出してもらっても良いです。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

○ 事務局

まず、資料について簡単にご説明いたします。

会議資料No.1「防府市自治基本条例 市の取組み状況」です。こちらの資料には、左から「章」「見出し」「条」「項」「条文」、ここまでは第1回の協議会でお配りした条例解説に記載のとおり転記しております。条文の隣に「担当課」「各課の取組み状況」「成果資料」の欄がありますが、1ページ目には記載がありませんので、資料1枚めくっていただくと2ページ以降、各条文に対応した記載があります。条文の内容に沿って、取組みを実施した担当課とその取組み内容を記載しています。

一番右の欄、「成果資料」については、4ページ以降、該当するものに記載をしています。この「成果資料」につきましては会議資料No.3に対応しております。「第4次総合計画の検証」という資料をつけております。これは、防府市の総合計画、総合計画は防府市の最上位の計画で、まちづくりの基本的な構想を示す計画ですが、その総合計画の策定にあたり広く意見をいただくための「明るく豊かで健やかな防府創出会議」という会議体において、計画期間が今年度までとなっている「第4次総合計画」の検証に使用した資料から一部抜粋したのになります。資料No.3の見方については表紙をめくっていただくと記載がありますが、第4次の総合計画の施策に沿って、基本方針、主な取組、市民満足度の推移、目標指標の推移、課題及び今後の取組という作りになっています。もとの資料は40くらいの施策について記載がありますが、本日の資料には、条文に対応したものだけ抜粋しております。資料No.3については、該当する条文ごとにご説明してまいります。最後に、番号と説明順が異なりますが、会議資料No.2「提言書（H29提出）意見・担当課・取組状況」について、の資料です。こちらは、第2回の資料でお配りした、前回、平成29年度開催した協議会でいただいたご意見をまとめた「意見書」を市長宛に提出いただいております。その意見書の中から、条文改正以外の、市の取組状況に関していただいたご意見についての取組状況をまとめたのになります。こちらは取組み検証の最後にご説明する予定です。資料についての説明は以上です。

それでは、市の取組状況と提言への対応状況についての説明にまいります。資料No.1をご覧ください。第1章は総則、第2章は本条例の基本理念と基本原則、第3章は市民等の権利と責務を規定しており、前文から第3章までの市の取組みは特段ございませんので、資料2ページ、第4章 市議会から、条文の項ごとにご説明いたします。条文を読み上げさせていただきますので、すでによくご存知の委員の方もおられると思いますが、再度条文の確認をしていただくとともに、併せて条例の解説もご覧いただきながら、市の取組み状況について、ご意見等いただき、協議を進めていただければと思います。

それでは第4章 第8条からご説明していきます。

※資料No. 1第4章部分の読み上げ

○ 委員長

4章部分について、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

- A委員  
議会モニターについて、1度やると再度なれないのでしょうか。
- 事務局  
議会モニターの設置要綱の資格に、「この要綱によるモニターに委嘱されたことがないこと」とされています。
- A委員  
自身も議会モニターをやったことがあります。1度議会モニターをやると2度と就けないということはどうなのかと思います。柔軟性を持って良いのではないのでしょうか。また、その時のモニター数は6名でしたが、それが適正だったのかも疑問に思います。
- 委員長  
ありがとうございます。  
そういった意見をまとめて盛り込んでいければと思います。その他ご意見ありますでしょうか。
- B委員  
意見箱というのは、物理的なものだけでしょうか。
- 事務局  
市議会に限って言うと「意見箱の設置」という取組みになりますが、HP上に市の業務について市議会へ要望等を提出するご案内があります。意見箱は、議会を傍聴された方が議会運営などについてご意見を出されるものです。
- C委員  
HPを拝見していないのに申し上げるのは申し訳ないが、議員が研修や視察に行かれた際にどのくらい情報開示されているのかが気になります。他市では公開されていたが、過去に防府市の議会のHPを拝見したときには、見ることはできなかったです。
- 事務局  
議会の発行している「議会だより」には載せられています。
- C委員  
「議会だより」では拝見したのですが、HPはどのようなのでしょうか。
- 委員長  
HPに「議会だより」も載っていますよね。
- 事務局  
載っています。

- 委員長  
8条4項の取組みに、「ICTの積極的活用の規定を追加」とありますが、これに基づく具体的なものはあるのでしょうか。
- 事務局  
条文には「ICTを積極的に活用するものとします」という条文のみとなっておりますので、具体的なことは載っておりません。
- D委員  
政務活動費の内訳等はHPに載っているのでしょうか。
- 事務局  
公開しています。
- D委員  
政務活動費が載っていて、行政視察等が載っていないのは変ですね。
- 事務局  
議会事務局の行政視察報告内に載っておりました。
- 委員長  
その他よろしいでしょうか。  
では第5章お願いします。
- 事務局  
  
※資料No.1第5章部分の読み上げ
- 委員長  
5章部分について、何かご意見があればどうぞ。
- D委員  
通信教育というのは、大学の通信教育ではなく、職務上必要な通信教育という理解で良いか教えていただきたい。
- 事務局  
一般の通信教育を実施している企業のもので、その中から職員に必要なと思われる項目を選び、実施しております。

- 委員長  
細かい中身まではわかりませんが、今後もいろいろ取り組んでいただければと思います。
- A委員  
感想なのですが、通信教育の総受講者実績が4年間で43名というのは少ない印象を受けます。
- 委員長  
その他よろしいでしょうか。  
では第6章お願いします。

- 事務局

※資料No. 1第6章部分の読み上げ

- 委員長  
6章部分について、どうぞ忌憚のないご意見をお願いします。
- C委員  
第5次総合計画の概要をいただけますでしょうか。前回はSDGsについて触れましたが、総合計画にはSDGsも盛り込まれていると伺ったので、もし可能であればいただきたい。SDGsに関する条文を入れている市もある。防府市でも条文に入れるかどうかは今後検討するとして、現在行っている取組み検証において、未来に関する部分の検討もしていただきたい。
- 事務局  
参考ですが、市広報5/1号配布の際に、概要版を市内全戸に配布すると聞いています。
- 副委員長  
第5次総合計画を策定する際には、会議にも出ました。第5次総合計画は実行性のある良いものができているとは思いますのでご期待ください。
- 委員長  
アンケートは、年によって必要なテーマを取り上げて行っているのでしょうか。
- 事務局  
H30年度に実施したものは、市民満足度調査のために実施しております。その他、R1年度に実施したものは、総合計画の取組として載せていますが厳密には総合戦略のために行ったアンケートとして聞いています。

- 委員長  
その他よろしいでしょうか。後でまた何か出てくればご発言ください。  
第7章は長いのでまずは17条までお願いします。

- 事務局

※資料No.1第7章14～17条部分の読み上げ

- 委員長  
情報提供・公開に関して新しいことにもいろいろ取り組まれていて、アクセスしやすくなっていると思います。  
何かご質問・ご意見あればどうぞ。

- A委員  
総じて以前に比べればずいぶん良くなっていると思います。

- D委員  
色々な取り組みを行っている。そのこと自体のPRはしているのでしょうか。

- 事務局  
新しい取り組みを始めたタイミングで市広報に載せてはいます。また、HPでも紹介しています。

- D委員  
条例の改正等は、市民にとって範囲が拡大されるのでしょうか。

- 事務局  
第15条3項のものについては、範囲拡大の改正となっています。

- 委員長  
改正内容はどのようなものだったのでしょうか。

- 事務局  
主な所を申しますと、公文書の公開を請求できる者が「市内に住所を有する個人・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体など」から「何人も」に、公文書の公開義務が「非公開情報は、公開をしないことができる」から「非公開情報以外は、公開しなければならない」という形の改正案となっております。その他改正項目もございしますが、詳細については防府市のHPにも公開しております。

○ C委員

HPの更新の確認は定期的に行っているのでしょうか。以前拝見した際には、募集の終了しているページが残っていました。防府市のHPは見やすく、誇れる内容のものだと思いますので、そのあたりの確認もしていただきたいと思います。

○ 委員長

良いご意見も多かったので、良い方向に進んでいるのかなと思います。  
その他なければ、18条から22条までの説明をお願いします。

○ 事務局

※資料No.1第7章18～22条部分の読み上げ

○ 委員長

7章続きの部分について、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

○ C委員

武蔵野市の自治基本条例には、文書管理についての条文が入っていますが、文書管理の条文を入れられてはどうかという、提案です。

○ 委員長

行政手続については個別の審議会等はあるのでしょうか。

○ 事務局

文書の手続きに関する審議会等はありません。

○ 委員長

23条については、量が多いので説明で終わるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

○ 事務局

※資料No.1第7章23条部分の読み上げ

○ 委員長

意見あればをお願いします。

○ 副委員長

女性防災士がずいぶん増えていますが、この方々は避難所でリーダーの役割を果たすことができるのでしょうか。東日本大震災の際には、避難所での生活の中で女性たちが男性に話しづらい内容

があったりで、女性リーダーの必要性が問われるようになっていきます。

○ 事務局

今後、女性の目から見れる避難所運営等もありますので、女性防災士が増えていくことは非常に良いことと考えております。防災危機管理課では女性セミナーというものを開催しており、好評だと聞いております。今後も女性防災士が増えていけば、副委員長のおっしゃられたような避難所運営にも役立っていくものと思います。

○ 委員長

予定の時間にもなりましたので、続きは次回ということでよろしいでしょうか。  
最後にE委員何かありますでしょうか。

○ E委員

いろいろ生活にも関連するところの話をされていましたが、SNSは若い方も良く使われるしそういう取組をされていることは良いと感じました。

○ 委員長

F委員何かありますでしょうか。

○ F委員

最後にまとめて聞こうと思っておりますが、成果指標・実施後の評価・見直しがどうなっているのかという点が気になっています。

○ 委員長

次回、危機管理のところから意見を賜りたいと思います。  
No. 2前回提言資料の説明も次回に回したいと思います。  
事務局から連絡事項あればお願いします。

○ 事務局

協議会を終えられてからでも質問があれば事務局に聞いて下さい。  
3回目の協議会は来年度の5月10～21日頃に予定しております。スケジュールのわかる方は事前に御連絡ください。

○ B委員

最後に一つすみません。17条の説明責任と応答責任に関連して、昨年4月頃自身の業務上で市役所の方が17条2項の条文を守られていないのではないかと感じる事例がありましたので、お伝えしておきます。

○ 委員長

それでは、本日の会議は終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。